

姫路市短時間ワークマッチング事業要求水準書

1 事業名

姫路市短時間ワークマッチング事業（以下「本事業」という。）

2 事業の目的

姫路市（以下「本市」という。）では、ものづくり産業をはじめとする優良企業が数多く立地する一方、BtoB 企業主体の産業構造ゆえに一般の知名度が低く、進学・就職期における若年層、特に 20 代女性の大都市圏への流出が顕著となっている。また、本市の女性労働力率は中核市でも低い水準にあり、女性雇用に係る「M 字カーブ」の解消、結婚・出産後の多様な働き方の創出が喫緊の課題となっている。

総務省が実施した「労働力調査（2024 年平均）」によると非正規の職に就いた理由で最も多いものは「自分の都合の良い時間に働きたいから」で約 36%に上る。こうした、ライフスタイルに合わせた柔軟な働き方※を求める層に対し、安心・安全・公正な就労環境を確保するため、本事業ではデジタル技術を活用して本市が公式に提供する「短時間ワークマッチングプラットフォーム」※（以下「マッチングプラットフォーム」という。）を構築し、市内等※の求人者が 1 日単位等の柔軟な求人を提供する場を設けることで、女性や若年層等の新たな労働力を掘り起こすことを目的とする。

また本事業により、単なる短時間ワークの創出に留まらず、マッチングプラットフォームを通じた継続的なマッチングやインターンシップ的效果（相互理解によるミスマッチの防止効果）を生み出すことで、求人者への理解を深め、将来的な長期就業や正規雇用への転換、ひいては地域経済の活性化と人材確保支援の更なる拡充を図ることを目指す。

なお、本事業は「連携中枢都市圏構想」に基づく「播磨圏域連携中枢都市圏関連事業」として実施する。（参照：<http://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000006495.html>）

※ 柔軟な働き方とは、育児・介護・副業などの求職者のライフスタイルに合わせた働き方を指す。

※ 短時間ワークマッチングプラットフォームとは、求人者による 1 日単位等の求人情報の掲載から、求職者の応募、選考、雇用契約の締結、勤怠管理、相互評価、給与支払に至るまで、求人者と求職者の間で発生する一連の手続きをオンライン上で完結する機能を備えた仕組みを指す。

※ 市内等とは、播磨圏域連携中枢都市圏内の 8 市 8 町（姫路市・相生市・赤穂市・加古川市・加西市・宍粟市・高砂市・たつの市・市川町・稲美町・神河町・上郡町・佐用町・太子町・播磨町・福崎町）を指す。

3 事業の概要

（1）事業の概要

柔軟な働き方を希望する求職者と、求職者が希望する働き方を実現できる求人者とのマッチングを図るため、短時間ワークのマッチングが可能な本市公式のマッチングプラットフォームを開設・運営する。

本事業におけるマッチングの形態は、マッチングプラットフォームを通じて求人者と求職者が直接雇用契約を結ぶものとし、運営事業者は職業安定法（昭和22年法律第141号）に基づく有料職業紹介事業の許可を受けた者として両者をマッチングさせるものとする。

なお、本事業の遂行にあたっては、厚生労働省通知「いわゆる『スポットワーク』を利用する労働者の労働条件の確保等について（令和7年7月4日付基発0704第3号等）」の内容を遵守し、これを運営の前提とすること。

(2) 事業の対象者

市内外の求職者及び市内等の求人者

(3) 開設期限・運用開始

マッチングプラットフォームの開設期限は令和8年9月30日とし、運用開始日は同年10月1日とする。

(4) 事業期間

協定締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 事業の内容

(1) マッチングプラットフォームの構築

以下の要件を満たす、求人情報の掲載から応募者の選考、採用決定、給与の支払、相互の評価に至るまで求職者と求人者の間で発生する一連の手続を、オンライン上で一元的に管理し、完結できる仕組みを構築すること。

ア 多くの求人者が利用できる仕組み

- ・特定の業種に限定せず多様な業種の求人者が利用できること。
- ・求人者の事務負担（人材管理、労務処理）の軽減を図りつつ、事業規模の大小を問わず円滑に導入・利用できること。
- ・求人者の登録及び求人者による求人情報の掲載は無料とすること。なお、マッチングの成立や雇用管理等サービスの利用に伴う費用については、求人者の負担によることとし、当該費用は運営事業者の事業収入に充てることができる。

イ 多くの求職者が働ける仕組み

- ・専門性や資格の有無、年齢（子育て・シニア世代等）、国籍、居住地域を問わず、多様な求職者が個々のライフスタイルに応じて応募・就業できる仕組みを構築すること。
- ・求職者の利用は無料とすること。

ウ 長期雇用につながる仕組み

- ・求人者側からの直接雇用の打診や、求職者からの継続就労の意思表示を円滑に行えるなど、常用雇用への移行を後押しする機能を備えること。

エ 求人者が自社専用として使いこなせる仕組み

- ・希望する求人者が自社専用のマッチング環境を持てること。
- ・各社で抱えている自社会員（過去に応募実績のある人材をいう。）と新規の応募者を一元管理できる仕組みを備え、求人者の採用業務負担を軽減しつつ最適な人材を確保できるよう、希望する求職者に限定して再度のマッチングができる機能を備えること。
- ・求人者は求人情報を自社専用のマッチング環境又は本市公式のマッチングプラットフォームへ効率的に掲載できること。

オ 安心・安全に就労できる仕組み（コンプライアンス遵守・労働者保護）

- ・ 求人者と求職者の直接雇用によるマッチングになること。
- ・ 求人者の登録時に反社会的勢力を排除する仕組みがあること。
- ・ いわゆる「闇バイト」等の不法な求人掲載を防ぐ仕組みがあること。また、掲載の可否を判断する審査基準を策定し、協定締結後、本市に提供すること。
- ・ 労働者への賃金未払いが発生しない仕組みであること。
- ・ 休業手当、割増賃金などが計算され労働者へ適切に支払われる仕組みであること。
- ・ 年少者や外国籍者の就業については、労働基準法、出入国管理及び難民認定法等の関係法令を遵守し、適切に制限される仕組みであること。

カ その他マッチングプラットフォームの備えるべき機能

- ・ PC、スマートフォン、タブレット（ブラウザ又はアプリ）に対応すること。
- ・ 求職者は1日単位・数時間での応募・就業をすることが可能で、自分の都合や希望に合わせた応募ができること。
- ・ 求人者が利用申込や問い合わせができる専用ウェブサイトを用意すること。
- ・ 雇用契約の締結、給与計算・支払、各種帳票（労働条件通知書、給与明細、源泉徴収票等）の作成・発行をウェブ上で完結できること。
- ・ 求職者・求人者双方が評価・レビューを記録し、確認できる機能を備えること。
- ・ 法改正等に合わせたアップデート機能を備えること。
- ・ 本市が求職者及び求人者の活動状況（登録者数、応募件数、採用件数、総労働時間、支給給与額、長期雇用移行数、推定経済効果等）を分析・検証できる管理画面を構築すること。

(2) マッチングプラットフォームの普及促進活動

ア マッチングプラットフォームの入り口となるウェブサイトの周知と登録促進

求職者が仕事を探す「応募用ウェブサイト」及び求人者が手続を行う「申込用ウェブサイト」を広く周知し、本プラットフォームの利用登録を促すこと。

イ 求職者の年齢等に応じた戦略的な情報発信

女性、若年層、シニア世代など、それぞれのライフスタイルやニーズに合わせたSNSの活用等により、効果的に求職者の増加を図ること。

(3) 求人者等への支援活動

ア 求人開拓と関係機関との連携

マッチングプラットフォームが求人者の人材確保に有効な手段となるよう、関係機関や団体と連携し、短時間ワークに適した求人の開拓を行うこと。

イ 求人者向け説明会および個別訪問の実施

本事業の周知と利用促進を図るため、以下の活動を行うこと。

- ・ 求人者向け説明会の企画・実施：年間5回以上
- ・ 求人者への訪問説明の実施：年間5社以上

ウ 業務の切り出し支援と掲載アドバイス

短時間ワークの求人になじみのない求人者に対し、既存業務から切り出し可能な作業の整理や、求職者が応募しやすい求人票の作成に関する相談・助言を行うこと。

(4) マッチングプラットフォームの維持運営

ア 運営体制と事業計画の策定

システムの導入、利用者の普及、目標値の設定を含む総合的な事業計画を提案し、進捗を管理すること。

イ 継続的なフォローアップと機能改善

導入後も本市への運営支援を継続するとともに、利用者（求職者・求人者）の要望を調査・整理し、適宜システムの機能改善やアップデートを実施すること。

ウ 法令遵守とリスク管理

- ・労働関係法令等の改正に合わせ、システム改修や必要なアップデートを遅滞なく実施すること。
- ・本事業の遂行に当たり知り得た個人情報等の秘密を厳重に管理し、第三者の知的財産権を侵害しないこと。

(5) 運営体制の構築及び運用

ア 運営窓口の設置

求職者及び求人者からの利用申込み、操作方法の問合せ、マッチングに関する相談のほか、本市からの事業運営上の疑義照会等に対し、迅速かつ適切に対応できる有人による窓口及びサポート体制を維持すること。

イ データの利活用と施策への反映

(1) カにより把握される活動状況のデータを活用し、本事業におけるマッチング精度の向上や利用促進に寄与する改善提案を行うこと。

5 関係法令の遵守

関係法令等の定めに従い、事業の実施に当たり必要な関係官公署その他の関係機関への届出手続等を協定締結後速やかに行うこと。届出、手続等を行う際は、事前に本市の確認を受けること。

6 事業者の責務

(1) 運営事業者は、本市の信用を失墜する行為を行ってはならない。また、事業参加者からの苦情等については、責任を持ち誠意をもって対応すること。

(2) 運営事業者は、本事業を遂行するに当たり、故意又は過失により第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償する責任を負うものとする。

(3) 事業実施に関わる留意事項

ア 運営事業者の呼称

運営事業者は事業の実施に当たり、自社の名称の前に「姫路市労働政策課」等の文言を入れ、本市と連携した事業であることを示すこと。

例) 「姫路市労働政策課 連携事業 運営事業者 株式会社〇〇」

また、チラシ・ポスター等へ運営事業者であることを明記する場合は、「姫路市労働政策課」と連携して実施している旨を表示すること。

例) 「本事業は姫路市労働政策課と連携し、株式会社〇〇が運営しています」

イ 目的外行為の禁止

本事業の実施にかかる事業以外の行為（例：受講者に対して、事業者が主催するセミナー等への受講の勧誘など）は禁止する。

- (4) 本事業の実施に当たって、求職者及び求人者に対し社会通念上不適切な食事、酒、現金・金券類等を提供してはならない。

7 本市への報告

(1) 提出内容

ア 事業完了報告書（紙及びCD-ROM等磁気媒体によるデータ納品）

※報告事項として、プラットフォームにおける登録事業所数、求職者数、求人件数、応募件数、採用件数等を想定しているが運営事業者決定後に協議して決定する。

イ その他、事業で使用した資料等（紙及びCD-ROM等磁気媒体によるデータ納品）

(2) 提出期限

3 (4) に掲げる期間の終了後、速やかに提出するものとする。データ納品の際は、ウイルスチェックを行い、正常な状態で納品する。

(3) 提出場所

姫路市観光経済局商工労働部労働政策課

姫路市安田四丁目1番地

(4) 事故等報告

支援対象者の事故等（疑いを含む。）が発生した場合は、本市へ直ちに連絡し報告すること。

8 実施体制

事業の実施に当たっては、本仕様書に記載した事業を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、事業全体を統率する事業遂行責任者を置くこと。

(1) 運営体制及び全体スケジュール等の提出

提案時に提示した体系図並びに実施期間中の全体スケジュールに基づき、各責任者の氏名、連絡先を追記した最終確定版を、協定締結後1週間以内に提出すること。十分な知識を有する者を担当者として配置すること。

(2) 運営事務局の整備

事業の問合せ、事業参加申込みの受付等を行う事務局を設置すること。

9 第三者への実施の制限

(1) 事業の全部を第三者に実施させてはならない。

(2) 事業の一部を第三者に実施させるときは、あらかじめ本市と協議するものとする。

10 その他

(1) 実施期間中1ヶ月に1回程度、対面又はオンラインにより事業の進捗状況を報告し打合せを行うこと。

(2) 事業遂行に当たり知り得た個人情報、個人情報保護法・姫路市個人情報の保護に関する法律施行条例に則り適切に管理すること。

(3) 本事業にかかる作成物、成果品の著作権は本市に帰属する。ただし、画像やシステム等、事業者が既に権利を保有するものについてはこの限りではない。この場合、事業者は本市が本事業の目的の範囲内で当該著作物を利用することについて、あらかじめ必要な同意を与え

るものとする。

- (4) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、本市の責めに帰すべき事由がある場合を除き、事業者が自己の責任と負担において解決を図るものとする。
- (5) 事業の遂行に当たり、本市と十分な打合せを行い進めること。
- (6) 本仕様書に明記のない事項や、本仕様書内容に疑義が生じた場合、あるいは事業に関して事故や問題等が生じた場合は、速やかに本市に連絡し、協議すること。